

西伯郡郡民スポーツ大会開催に係る県への届出および感染防止策チェックリスト・感染防止安全計画の作成・公表について

令和5年4月27日
西伯郡スポーツ協会事務局

鳥取県の定める、「新型コロナウイルス感染予防に係るイベント開催申出制度」において、西伯郡スポーツ協会で開催する大会についても、下記の要件を確認し、該当する場合は、届出・作成・公表の流れに沿い、対応をすること。

届出・作成・公表の要件

5,000人超かつ収容率50%超のイベント	・感染防止安全計画を策定し、県に提出 ・イベント終了後、1か月以内に結果報告書を県に提出
上記以外のイベント	感染防止策チェックリストを作成し、自らのHP等で公表(イベント終了日から1年間保管)

届出・作成・公表の流れ

◆5,000人超かつ収容率50%超のイベント

大会3週間前までに	各部→事務局	・感染防止安全計画 ・感染防止策チェックリストを提出
	事務局	事務局町村HPに感染防止策チェックリストを掲載
大会2週間前	事務局→県	申出書と感染防止安全計画を提出
大会当日	県→各部	届出に基づいた事前点検

◆その他の大会

大会3週間前までに	各部→事務局	感染防止策チェックリストを提出
大会当日	事務局	事務局町村HPに感染防止策チェックリストを掲載

感染防止策チェックリスト・感染防止安全計画の作成

各種上部団体の示すガイドライン等を参照しながら、実際に行う感染防止対策について検討し、感染防止策チェックリスト、感染防止安全計画に追加・修正を行う形で作成すること。